



天城学習発表会について

校長 守野 和弘

天城学習は、本校の要となる教育活動です。「ふるさと天城がずっとすばらしいふるさとであるためには、どうしていったらよいのか」という大きなテーマがあります。このテーマに基づいて、総合的な学習の時間を中核として各教科等で教科横断的に学びを進めています。福祉や防災、自然環境、天城の課題を受け止めて現に仕事している人々の工夫、同様な課題をもつ他地域の実践等を視点として調査し、情報を整理してまとめ、表現するなかで、また次の課題を見つけていく、さらに自分はどうしていくべきかという学びの連続です。

11月12日の発表会では、各学年の代表が立派な発表をしました。各学年の生徒が何を体験し、何を学んだのか、さらにこれからどのように学びを深めていきたいのか、生活に生かしていきたいのかなど、よく分かる内容でした。

1年生は、まず福祉についてを学びました。コロナ禍でオンラインでしたが、デイケアセンターのお年寄りに歌や様々なメッセージを送り、喜んでもらいました。また、秋には金冠山から見た景色や白鳥山、旭滝など、ジオサイトで2000万年の伊豆の成り立ちに直接触れ、そういう場所に住んでいることに誇りを感じたことが分かりました。

2年生は、自分や地区の人々の命や暮らしを守るために、砂防ダムがいかに重要なのかを学んでいました。また、HUG（避難所運営ゲーム）を行い、段ボールハウスなど、避難地で自分たちにできることを学び、いざというとき頼られる存在となったことが分かりました。さらに、発表にはありませんでしたが、職場体験も3日間行いました。天城で仕事をしている人たちが、何をやりがいとして、どんな工夫をして仕事をしているのかを肌で感じてきました。

3年生は、今までの学びから、「もっと伊豆を発展させたい」という問いをもち、市内や島田市などで調査してきました。天城には、ここで生まれ育った方もいるし、都会から移住して仕事を始めた方もいます。みなさん、天城や伊豆のよさをよく知っています。大井川や島田市の人たちは、主にお茶を前面に出して活性化を図っていました。それらをヒントに、豊かな自然、その自然がもたらす恵み、ジオサイト、サイクリングや溪流等でのアクティビティ、温泉や非日常を味わえる旅館、おいしい農産物、海産物、歴史などのよさを多くの人に分かってもらえる工夫や、天城や伊豆がもっている素材のよさをもっと活かす工夫など、活性化するための提言をしました。

1年生から3年生まで、こんなに系統立てて「総合的な学習の時間」を学んでいる学校は、少なくとも田方地区には本校をおいてありません。生徒には胸を張ってほしいと思います。また、お世話になった方々は、地域のために学んでくれるのなら、これからも手を貸して頂けることと思います。そのありがたい手を借りながら様々なことを学び、天城のため、伊豆のため、ふるさとのため、楽しく新しいアイデアをいろいろ考えいってほしいと思います。



ふじのくに地球環境史ミュージアム & SPAC中高生芸術鑑賞

12月14日(火)の校外学習では、全校で静岡市にある2つの施設を訪れました。午前に見学した「ふじのくに地球環境史ミュージアム」は、静岡県が運営している科学博物館で、今回は各クラスにガイドについていただき説明を受けました。静岡の大地の成り立ち、自然や生物の多様性を詳しく学ぶとともに、これから100年後の静岡県のために、私たちは何をすべきか考えさせられました。旧静岡南高校の建物をそのまま活用していましたが、大変工夫された展示で生徒たちは、興味深く見学していました。

午後は、静岡芸術劇場（グランシップ内）に移動し、SPACによる演劇「桜の園」を鑑賞しました。SPACも静岡県が運営している劇団であり、静岡県の中高生に本物の演劇を鑑賞してもらうために無料（交通費も県が負担）で行っているものです。約150年前のロシアが舞台であり、フランス人俳優と日本人俳優がそれぞれの母国語で台詞を話し、フランス語には字幕が出るなど、今まで体験したことがない舞台でした。生徒たちは、舞台上の俳優の見事な表現や、一つの作品を大勢の力で作り出す演劇の魅力を目の前で味わっていました。



< 学校から >

① 「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」って何だろう？

「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」とは、相手を不快にさせる性的な発言や行為のことを指します。下記のような状況が見られた場合は、校長または教頭にご連絡をお願いいたします。（TEL 85-0075）

1月31日（月）までにお知らせください。よろしく申し上げます。

- 例・みんなの前で、個人的な容姿や体のことを言われて、いやな気持ちになった。
- ・「女のくせに」とか、「男のくせに」など、性別で決めつけられて、いやな気持ちになった。
 - ・道を歩いていた、友達と集まっていたときに体をじろじろ見られて、いやな気持ちになった。
 - ・体や頭をなでられて、いやな気持ちになった。
 - ・携帯電話などを使い、いやらしい画像が、メールやラインで送られてきた。
 - ・脚などを写真に撮られた。
 - ・携帯電話などで、「二人きりで会ってみよう」などと誘われた。



② 体罰調査についてのお願い

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為です。子供たちへの指導において、学校はいかなる場合であっても体罰は許されません。年度末にあたり、本校職員（部活動の外部指導者を含む）による体罰について調査します。令和3年4月から令和4年2月末日までの間で、行き過ぎたと思われる行為がありましたら、電話または文書でご連絡ください。窓口は、校長または教頭です。（TEL 85-0075）

2月25日（金）までにお知らせください。よろしく申し上げます。